



大童子川内水面漁業協同組合
内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大童子川内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 遊漁者は、次の表の魚種、漁具・漁法、区域、期間で遊漁しなければならない。

魚種	漁具・漁法	区域	期間
あゆ	手釣、竿釣	この規則第4条に規定する禁止区域を除いた区域	7月1日から 10月31日まで
やまめ	手釣、竿釣	同上	4月1日から 9月30日まで
いわな	手釣、竿釣	同上	同上

- 2 遊漁に際しては、まき餌を使用してはならない。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区域	期間
JR五能線鉄橋の上流端から川口までの区域	周年
大童子川1号砂防ダム（鯨ヶ沢土木事務所施工、昭和37年竣工）の上流から崩堰の下流端までの区域	同上

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	10センチメートル以下
やまめ	15センチメートル以下

KORIN



いわな	同上
-----	----

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、600円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日 400円、1年 3,000円
やまめ		
いわな		

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) ㈲イクタ釣具店 (つがる市柏広須照日57-10)
- (2) きくや釣具店 (鯉ヶ沢町大字田中町27)
- (3) ファミリーマート関店 (深浦町大字関字豊田10-1)
- (4) 岩谷石油店 (深浦町大字柳田字宮崎69-12)
- (5) びゅうていはうすすくーぷ (深浦町大字岩坂字長谷野沢28)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

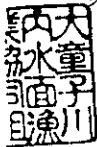
2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

6 遊漁者は組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。





削除
を加入

(漁場監視員)ノ

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名ノ
- (2) 有効期間ノ
- (3) 注意事項ノ
- (4) その他必要な事項ノ
- (5) 発行者名 ~~(違反者に対する措置)~~

~~(違反者に対する措置)~~

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

